



広島県報

定期
第 79 号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

広島県港湾施設管理規則の一部を改正する規則 (県法規登載)	一
規則	
告示	
県議会の定例会で議決された予算の概要	(財政室) 三
新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更	(市町行財政室) 四
町及び字の区域の変更	(") 四
瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要	(環境対策室) 四
公共測量の実施	(土木総務室) 六
公共測量の終了	(") 六
建築士を対象とする講習の指定に関する規程の規定による講習の指定の更新	(建築指導室) 六
海岸保全区域の変更	(港湾管理室) 七
港湾隣接区域の変更	(") 八
地域森林計画の縦覧	(林業振興室) 九
地域森林計画の変更案の縦覧	(") 九
公安委員会告示	
遊技機の型式の検定の告示	一〇
公安委員会公告	
技能検定員審査(普通)の実施	一〇

公布された規則のあらまし

一 改正の要旨
 広島県港湾施設管理規則の一部を改正する規則(規則第七十四号)(港湾管理室)
 広島県港湾施設管理条例の一部が改正されたことに伴い、臨港交通施設駐車場の時間利用券の様式を定めるなど必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成十八年十一月十五日

規則

広島県港湾施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十八年十月十九日

広島県規則第七十四号

広島県港湾施設管理規則の一部を改正する規則

広島県知事 藤田雄山

広島県港湾施設管理規則(昭和二十八年広島県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の四を第四条の五とし、第四条の三に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、定期券及び駐車券の様式は、知事が支障がないと認める場合は、知事が認める様式をもって代えることができる。

第四条の三を第四条の四とし、第四条の二の次に次の一条を加える。

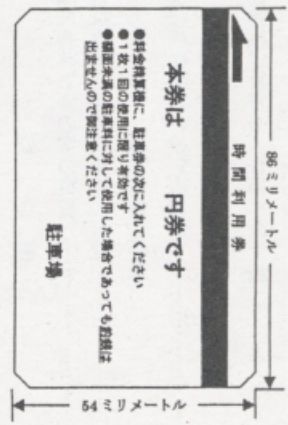
(時間利用券)

第四条の三 条例別表第一に規定する臨港交通施設駐車場の時間利用券(以下単に「時間利用券」という。)の様式は、別記様式第十四号の三のとおりとする。ただし、知事が支障がないと認める場合は、知事が認める様式をもって代えることができる。

2 時間利用券は、額面金額以内の駐車料として一枚につき一回に限り使用することができる。

第七条第二項中「回数通行券」の下に「及び時間利用券」を加える。

別記様式第十四号の二の次に次の一様式を加える。
様式第十四号の3（第4条の3関係）



別記様式第十五号及び別記様式第十六号を次のように改める。

様式第十五号（第4条の4関係）

（職員が常駐する駐車場の場合）

(表)

No.	定期券	
	年	月
	車両No.	
	氏名	
	駐車場	
	発行年	月
	発行日	日

(裏)

- 注意事項
- 1 本券は指定車以外利用できません。
 - 2 本券の有効期間が終了したら返却してください。
 - 3 駐車場に入車及び出車ときは、本券を職員に提示してください。
 - 4 本券の再発行はいたしません。

（職員が常駐していない駐車場の場合 その1）

(表)

	(購入方向) バスカード (定期券)	
	契約No.	車両No.
	有効期間	契約番号
	年	月
	日	日まで
	駐車場	

(裏)

- 注意事項
- 1 本券は指定車以外利用できません。
 - 2 本券の有効期間が終了したら返却してください。
 - 3 本券は機械使用のため、紙のそばに置かないでください。
 - 4 本券は直射日光があるような場所への放置はさけてください。
 - 5 本券の再発行はいたしません。

（職員が常駐していない駐車場の場合 その2）

(表)

	N	
利用番号	有効期間	発行No.
年	月	日

(裏)

- 注意事項
- ご案内・矢印の方向に記入ください。
- ・折り返したり、汚したり、墨に塗ったりしないでください。
 - ・熱、強い日光などで傷まない。
 - ・熱、湿度等に対しては、一切責任を負いません。

様式第16号(第4条の4関係)

(職員が常駐する駐車場の場合)

No.

駐 車 券

出場年月日時間

入場年月日時間

駐 車 時 間

駐 車 料 金

車 両 の 長 さ 5メートル未満
5メートル以上9メートル未満
9メートル以上

車 両 番 号

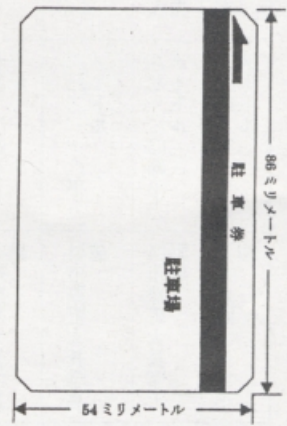
駐 車 場

注 該当事項に○印を記すこと。

(職員が常駐していない駐車場の場合 その2)



(職員が常駐していない駐車場の場合 その1)



告 示

広島県告示第八百七十九号

平成十八年九月二十一日開会の広島県議会の定例会で議決された予算の概要は、次のとおりである。

平成十八年十月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

平成18年度補正予算

1 平成18年度一般会計補正予算
(歳入歳出予算補正)

(単位：千円)

歳 款	入			出			
	補正前額	補正額	計	補正前額	補正額	計	
7分担金及び 負担金	11,313,335	△278,015	11,035,320	49,851,897	430,000	50,281,897	
9国庫支出金	127,857,091	2,271,929	130,129,020	79,689,248	2,200	76,691,448	
12歳 入 金	40,230,869	1,178,622	41,409,491	6 農林水産業 費	47,159,394	80,033	47,239,427
13歳 越 金	1	644,155	644,156	7 商 工 費	31,365,750	31,500	31,397,250
14諸 収 入	36,983,177	414,974	37,398,151	8 土 木 費	154,194,395	216,709	154,411,104
15県 債	135,227,400	1,363,000	136,590,400	10教 育 費	254,277,490	141,883	254,419,363
				11災害復旧費	7,216,263	4,692,340	11,908,603
歳入合計	974,171,843	5,594,665	979,766,508	歳出合計	974,171,843	5,594,665	979,766,508

2 平成18年度企業会計補正予算
(予定支出の補正)

(単位：千円)

別記様式第十六号の二、別記様式第十六号の三及び別記様式第十六号の四中「(第4条の4関係)」を「(第4条の5関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年十一月十五日から施行する。

会計名	定		計
	子	女	
工業用水道事業	工業用水道事業費	補正前額	補正予定額
工業用水道事業用水	工業用水道事業費用	2,524,191	48,000
水道用水供給事業	水道用水供給事業費用	9,382,506	377,000
			9,759,506

広島県告示第八百八十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九條の五第一項の規定によつて、公有水面の埋立てによつて次の表の上欄に掲げる土地が呉市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十條第一項の規定によつて当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、呉市長から届出があつた。

平成十八年十月十九日

広島県知事 藤田雄山

位	置	欄		下
		面	積	
上	呉市豊町大長字北初崎六四九〇の二から同字鳥越六二二九の四を経て六二五三に接する道路に接する水路に至る地先	一、三七二・九九平方メートル		越 呉市豊町大長字鳥越
上	呉市豊町大長字大野坂六二五七から六二八三の二に接する水路に至る地先	一、〇二九・〇六平方メートル		野坂 呉市豊町大長字大野坂
上	呉市豊町大長字小柳六三三〇の六から六三三二の一〇に至る地先	三〇九・二五平方メートル		柳 呉市豊町大長字小柳
上	呉市豊町大長字鳥越六二四五の一、六二四五の三及び六二四六の三のそれぞれに接する県道の地先	七五・二八平方メートル		越 呉市豊町大長字鳥越
上	呉市豊町大長字鳥越六二四六の三に接する県道から同字鳥越六二五三に接する道路に接する水路に接する県道に至る地先	六三三・一六平方メートル		越 呉市豊町大長字鳥越
上	呉市豊町大長字大野坂六二五七に接する県道から同字大野坂六二八三の二に接する水路に接する県道に至る地先	八七一・〇四平方メートル		野坂 呉市豊町大長字大野坂
上	呉市豊町大長字小柳六三三二の一〇に至る地先	二三四・五九平方メートル		柳 呉市豊町大長字小柳

広島県告示第八百八十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十條第一項の規定によつて、呉市の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる町及び字の区域に編入する旨、呉市長から届出があつた。

平成十八年十月十九日

広島県知事 藤田雄山

上	区	域	下
欄	欄	欄	町及び字
	呉市梅木町一三九の一三、一三九の二、一三九の三、一三九の四、一三九の五、一三九の六、一三九の七、一三九の八、一三九の九		呉市吉浦町字池田六五四七の九の九
	呉市吉浦町字池田六五四四の九に隣接する国有地の一部		呉市吉浦町字池田六五四四の九に隣接する国有地の一部
	呉市吉浦町字池田六五四三の八、一八のそれぞれに隣接する国有地の一部		呉市吉浦町字池田六五四三の八、一八のそれぞれに隣接する国有地の一部
	呉市吉浦町字池田六五四三の八に隣接する国有地の一部		呉市吉浦町字池田六五四三の八に隣接する国有地の一部
	呉市狩留賀町六五四三の一八の地先の国有地の全部		呉市狩留賀町
	呉市狩留賀町四七八四の二に隣接する国有地の一部		呉市狩留賀町四七八四の二に隣接する国有地の一部
	呉市狩留賀町四七八五の一に隣接する国有地の一部		呉市狩留賀町四七八五の一に隣接する国有地の一部

広島県告示第八百八十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）第五條第一項の規定による特定施設の設置許可の申請があつたので、同条第四項の規定によつて、その概要を次のとおり告示する

平成十八年十月十九日

広島県知事 藤田雄山

一	申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称	庄原市西本町二丁目一八番八号 鮮コーポレーション株式会社 代表取締役 西田昌史
二	申請者の住所及び氏名	廿日市市地御前五丁目三一八 七二他 (仮称) 瀬戸の醍醐味地御前
三	工場又は事業場の所在地及び名称	

二 申請の内容

六十六の五 飲食店に設置されるちゅう房施設を一基設置する。

2

1

工期等		汚水等の処理施設				
使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	汚水等の処理の方法	能力(汚水処理)	主要寸法(単位・メートル)	構造	種類
完成後直ちに	工事着手後四ヶ月	許可後直ちに	凝集剤添加膜分離活性汚泥方式	一日当たり七六立方メートル処理	鉄筋コンクリート	合併浄化槽 合併浄化槽(三三八〇人槽)

汚水等の排出先 (単位・立方メートル)	使用の方法							排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	大腸菌群数 (単位・一立方センチメートルにつき個)	汚水等の排出先 (単位・立方メートル)
	排出される汚水等の汚染状態									
	燃含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度(単位・水素指数)	項目			
排水処理施設	一〇	五〇	二五〇	二〇〇	二二〇	五・八〇八・六	通常	三、〇〇〇	一、〇〇〇	
	一六	一〇〇	三三〇	三〇〇	三〇〇	五・八〇八・六	最大	三、〇〇〇	一、〇〇〇	

特定施設の種類、能力及び使用の方法

六六の五 飲食店に設置されるちゅう房施設
一日当たり三〇〇食製造

2

1

事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所
縦覧期間
平成十八年十月十九日から平成十八年十一月八日まで
縦覧場所

No. 1 排水口										排水口名
排出水の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	大腸菌群数 (単位・一立方センチメートルにつき個)	燃含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	項目			水素イオン濃度(単位・水素指数)
							単位・リットルにつきミリグラム	単位・リットルにつきミリグラム	単位・リットルにつきミリグラム	
六〇	三、〇〇〇未滿	三	三〇	三〇	一五	一五	通常	五・八〇八・六	五・八〇八・六	最大
七六	三、〇〇〇	八	四〇	四〇	二〇	二〇	最大	五・八〇八・六	五・八〇八・六	最大

3

汚水等の排出先	使用の方法							排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	大腸菌群数 (単位・一立方センチメートルにつき個)	排水口の汚染状態
	処理前処理後の汚水等の汚染状態									
	燃含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度(単位・水素指数)	項目			
一排水口	六〇	七六	六〇	一〇	一〇〇	三〇	通常	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	
	七六	七六	六〇	一〇	一〇〇	三〇	最大	一五、〇〇〇未滿	一、〇〇〇	
	七六	七六	六〇	一〇	一〇〇	三〇	最大	三、〇〇〇未滿	一、〇〇〇	

使用時間間隔及び一日当たりの使用時間
(使用の季節的変動)

二四時間連続使用
(なし)

広島県環境部環境対策局環境対策室及び広島県広島地域事務所厚生環境局環境管理課
並びに廿日市市環境政策課

広島県告示第八八十三号

国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十八年十月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 作業種類

公共測量(二級基準点測量)

二 作業期間

平成十八年十月六日から平成十八年十一月三十日まで

三 作業地域

広島市安佐北区可部町内

広島県告示第八八十四号

平成十七年広島県告示第千三百八号の告示に係る公共測量が終了した旨、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長から通知があった。

平成十八年十月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第八八十五号

建築士を対象とする講習の指定に関する規程(昭和六十一年広島県告示第千六百号)第三条第三項の規定によって、次の講習の指定を更新した。

平成十八年十月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

実施法人の名称及び住所	定期講習又は特別講習の別	講習の名称	講習の対象者
社団法人広島県建築士会(広島市中区千田町三丁目七番四七号)	定期講習	建築士のための指定講習会	建築士一般
社団法人広島県建築士事務所協会(広島市中区八丁堀一番一七号)	定期講習	建築士事務所の管理講習会	建築士事務所の管理的業務に携わる者(開設者及び管理建築士)

講習の実施頻度、実施時期及び実施期間等	年一回、原則として一月から二月までの間の一日	年一回、原則として九月から一月までの間の一日
---------------------	------------------------	------------------------

広島県告示第八八十六号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定によって、平成十五年広島県告示第千四百二十一号で指定した海岸保全区域のうち、大竹港海岸大竹地区海岸(その一)及び昭和六十三年広島県告示第百二十二号で指定した海岸保全区域のうち、大竹港海岸大竹地区海岸(その二)を次のとおり変更する。

平成十八年十月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

海岸名 大竹港海岸

地区海岸名 大竹地区海岸

一 区域

基点一から基点五二までの各点を順次結んだ線、基点五二から補助点五二の一、五三の一、基点五三の各点を順次結んだ線、基点五三から基点六二までの各点を順次結んだ線及び基点六二から補助点六二の一、六二の二、四〇の一、二八の一、二五の一、二四の一、二〇の一、一七の一、一六の一、一五の一、一四の一、一三の一、一二の一、一一の一、一〇の一、九の一、五の一、四の一、三の一、二の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線により囲まれた区域(基点、補助点の標示角度は真北による。)

二 点の位置

基準点 大竹港小方一文字防波堤南灯台(北緯三四度一分〇〇秒、東経一三二度一分四八秒)

分四八秒)

- 基点一 基準点から〇度の方向二一七メートルの点
- 基点二 基点一から一七五度の方向七五メートルの点
- 基点三 基点二から一九四度の方向二一メートルの点
- 基点四 基点三から二〇八度の方向一八四メートルの点
- 基点五 基点四から二七度の方向三三九メートルの点
- 基点六 基点五から二九三度の方向二一八メートルの点
- 基点七 基点六から二〇五度の方向四一メートルの点
- 基点八 基点七から一九度の方向二八二メートルの点
- 基点九 基点八から一三二度の方向八メートルの点
- 基点一〇 基点九から一二六度の方向二四七メートルの点
- 基点一一 基点一〇から一八八度の方向一〇〇四メートルの点

- 基点二二 基点一から二七七度の方向二〇九メートルの点
- 基点二三 基点二から七度の方向八三メートルの点
- 基点二四 基点二から二七七度の方向一〇メートルの点
- 基点二五 基点一四から七度の方向一八メートルの点
- 基点二六 基点一五から二七六度の方向一六二メートルの点
- 基点二七 基点一六から二三八度の方向一〇メートルの点
- 基点二八 基点一七から二七六度の方向三五メートルの点
- 基点二九 基点一八から二〇〇度の方向三七メートルの点
- 基点三〇 基点一九から二〇〇度の方向六八メートルの点
- 基点三一 基点二〇から二八七度の方向二二八メートルの点
- 基点三二 基点二一から一九八度の方向三九メートルの点
- 基点三三 基点二二から一〇六度の方向二一五メートルの点
- 基点三四 基点二三から一八六度の方向四六メートルの点
- 基点三五 基点二四から二六九度の方向一三八メートルの点
- 基点三六 基点二五から一九七度の方向二一〇メートルの点
- 基点三七 基点二六から一〇七度の方向三二メートルの点
- 基点三八 基点二七から一八四度の方向五五メートルの点
- 基点三九 基点二八から一五五度の方向四一八メートルの点
- 基点四〇 基点二九から一七七度の方向四〇五メートルの点
- 基点四一 基点三〇から一七七度の方向二二三メートルの点
- 基点四二 基点三一から二〇七度の方向二二メートルの点
- 基点四三 基点三二から一八度の方向一七メートルの点
- 基点三四 基点三三から三二度の方向一一メートルの点
- 基点三五 基点三四から五五度の方向五メートルの点
- 基点三六 基点三五から一七七度の方向一三六メートルの点
- 基点三七 基点三六から二六度の方向一〇メートルの点
- 基点三八 基点三七から一七七度の方向三六五メートルの点
- 基点三九 基点三八から二〇七度の方向八〇メートルの点
- 基点四〇 基点三九から一七七度の方向二二六メートルの点
- 基点四一 基点四〇から六一度の方向二二三メートルの点
- 基点四二 基点四一から一〇五度の方向三メートルの点
- 基点四三 基点四二から一五〇度の方向一九四メートルの点
- 基点四四 基点四三から一九五度の方向三メートルの点
- 基点四五 基点四四から二四〇度の方向三九メートルの点

- 基点四六 基点四五から一五〇度の方向八三〇メートルの点
- 基点四七 基点四六から六〇度の方向三九メートルの点
- 基点四八 基点四七から一〇五度の方向三メートルの点
- 基点四九 基点四八から一五〇度の方向二〇〇メートルの点
- 基点五〇 基点四九から六〇度の方向一九メートルの点
- 基点五一 基点五〇から一五〇度の方向一九三メートルの点
- 基点五二 基点五一から一〇五度の方向一四メートルの点
- 基点五三 基点五二から三三〇度の方向二一七メートルの点
- 基点五四 基点五三から二四〇度の方向一五メートルの点
- 基点五五 基点五四から三三〇度の方向二〇二メートルの点
- 基点五六 基点五五から二四〇度の方向三八メートルの点
- 基点五七 基点五六から二八五度の方向四メートルの点
- 基点五八 基点五七から三三〇度の方向七九六メートルの点
- 基点五九 基点五八から一五度の方向四メートルの点
- 基点六〇 基点五九から六〇度の方向三八メートルの点
- 基点六一 基点六〇から三三〇度の方向二二メートルの点
- 基点六二 基点六一から六〇度の方向一五メートルの点
- 補助点一の一 基点一から六〇度の方向二二メートルの点
- 補助点二の一 補助点一の一から一二一度の方向五〇メートルの点
- 補助点三の一 基点二から九六度の方向六〇メートルの点
- 補助点四の一 基点三から九七度の方向六〇メートルの点
- 補助点五の一 基点四から一〇六度の方向六〇メートルの点
- 補助点六の一 基点五から一〇〇度の方向七〇メートルの点
- 補助点七の一 基点九から三六度の方向八五メートルの点
- 補助点八の一 基点一〇から六四度の方向九三メートルの点
- 補助点九の一 基点一一から一四一度の方向一〇二メートルの点
- 補助点一〇の一 基点一二から一九二度の方向六六メートルの点
- 補助点一一の一 基点一三から二三二度の方向九メートルの点
- 補助点一二の一 基点一四から二三二度の方向九メートルの点
- 補助点一三の一 基点一五から二三二度の方向九メートルの点
- 補助点一四の一 基点一六から一六六度の方向六メートルの点
- 補助点一五の一 基点一七から一六六度の方向六メートルの点
- 補助点一六の一 基点一八から一三四度の方向八三メートルの点
- 補助点一七の一 基点一九から一五五度の方向八〇メートルの点
- 補助点一八の一 基点二〇から一五五度の方向八〇メートルの点

- 補助点二五の一 基点二五から一二三度の方向一三〇メートルの点
- 補助点二八の一 基点二八から七八度の方向八〇メートルの点
- 補助点四〇の一 基点四〇から三五三度の方向一六四メートルの点
- 補助点六二の一 基点六二から六〇度の方向三〇メートルの点
- 補助点六二の二 補助点六二の一から三三〇度の方向一五三メートルの点
- 補助点五三の一 基点五三から六〇度の方向三六メートルの点
- 補助点五二の一 基点五二から六〇度の方向三六メートルの点

広島県告示第八百八十七号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第一項の規定によつて、平成三年広島県告示第八百六十八号で指定した大竹港大竹地区(その一)及び平成十五年広島県告示第千四百二十二号で指定した大竹港大竹地区(その二)の港湾隣接地域を次のとおり変更する。
平成十八年十月十九日

大竹港港湾管理者 広島県
代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

一 大竹地区(その一)

- 1 区域
基点一から基点六までの各点を順次結んだ線、基点六と補助点六の一を結んだ線、補助点六の一と補助点一の一を結ぶ最大高潮時の水際線及び補助点一の一と基点一を結んだ線によつて囲まれた区域(基点、補助点の表示角度は真北による。)

2 点の位置

基準点 大竹港小方一文字防波堤南灯台(北緯三四度一分四〇秒、東経一三二度一分四分八秒)

- 基点一 基準点から〇度の方向二一七メートルの点
- 基点二 基点一から一七五度の方向七五メートルの点
- 基点三 基点二から一九四度の方向一一メートルの点
- 基点四 基点三から二〇八度の方向一八四メートルの点
- 基点五 基点四から二二七度の方向三三九メートルの点
- 基点六 基点五から二九三度の方向二八メートルの点
- 補助点一の一 基点一から六〇度の方向二二メートルの点
- 補助点六の一 基点六から二〇六度の方向一三メートルの点

二 大竹地区(その二)

1 区域

基点七から基点二一までの各点を順次結んだ線、基点二一と補助点二二の一を結んだ

線、補助点二二の一と補助点七の一を結ぶ最大高潮時の水際線及び補助点七の一と基点七を結んだ線によつて囲まれた区域(基点、補助点の表示角度は真北による。)

2 点の位置

基準点 大竹港小方一文字防波堤南灯台(北緯三四度一分四〇秒、東経一三二度一分四分八秒)

- 基点七 基点六から二〇五度の方向四二メートルの点
- 基点八 基点七から一一九度の方向二八二メートルの点
- 基点九 基点八から一三三度の方向八メートルの点
- 基点一〇 基点九から一二六度の方向二四七メートルの点
- 基点一一 基点一〇から一八八度の方向一〇〇四メートルの点
- 基点一二 基点一一から二七七度の方向二〇九メートルの点
- 基点一三 基点一二から七度の方向八三メートルの点
- 基点一四 基点一三から二七七度の方向一〇メートルの点
- 基点一五 基点一四から七度の方向一八メートルの点
- 基点一六 基点一五から二七六度の方向一六二メートルの点
- 基点一七 基点一六から二三八度の方向一〇メートルの点
- 基点一八 基点一七から二七六度の方向三三メートルの点
- 基点一九 基点一八から二〇〇度の方向三七メートルの点
- 基点二〇 基点一九から二〇〇度の方向六八メートルの点
- 基点二一 基点二〇から二八七度の方向二二八メートルの点
- 基点二二 基点二一から一九八度の方向九メートルの点
- 補助点七の一 基点七から二五度の方向一〇メートルの点
- 補助点二二の一 基点二二から一九八度の方向九メートルの点

二 大竹地区(その三)

1 区域

基点二二から基点五二までの各点を順次結んだ線、基点五二と補助点二二の一を結ぶ最大高潮時の水際線及び補助点二二の一と基点二二を結んだ線によつて囲まれた区域(基点、補助点の表示角度は真北による。)

2 点の位置

基準点 大竹港小方一文字防波堤南灯台(北緯三四度一分四〇秒、東経一三二度一分四分八秒)

- 基点二二 基点二二から一九八度の方向三九メートルの点
- 基点二三 基点二二から一〇六度の方向二二五メートルの点
- 基点二四 基点二三から一八六度の方向四六メートルの点

- 基点二五 基点二四から二六九度の方向一三八メートルの点
- 基点二六 基点二五から一九七度の方向二一〇メートルの点
- 基点二七 基点二六から一〇七度の方向三二メートルの点
- 基点二八 基点二七から一八四度の方向五五メートルの点
- 基点二九 基点二八から一一五度の方向四一八メートルの点
- 基点三〇 基点二九から一一七度の方向四〇五メートルの点
- 基点三一 基点三〇から一一七度の方向二二三メートルの点
- 基点三二 基点三一から二〇七度の方向二二メートルの点
- 基点三三 基点三二から一一八度の方向一七メートルの点
- 基点三四 基点三三から三二一度の方向一一メートルの点
- 基点三五 基点三四から五五度の方向五メートルの点
- 基点三六 基点三五から一一七度の方向一三六メートルの点
- 基点三七 基点三六から二六度の方向一〇メートルの点
- 基点三八 基点三七から一一七度の方向三六五メートルの点
- 基点三九 基点三八から二〇七度の方向八〇メートルの点
- 基点四〇 基点三九から一一七度の方向二二六メートルの点
- 基点四一 基点四〇から六一度の方向二二三メートルの点
- 基点四二 基点四一から一〇五度の方向三メートルの点
- 基点四三 基点四二から一五〇度の方向一九四メートルの点
- 基点四四 基点四三から一九五度の方向三メートルの点
- 基点四五 基点四四から二四〇度の方向三九メートルの点
- 基点四六 基点四五から一五〇度の方向八三〇メートルの点
- 基点四七 基点四六から六〇度の方向三九メートルの点
- 基点四八 基点四七から一〇五度の方向三メートルの点
- 基点四九 基点四八から一五〇度の方向二〇〇メートルの点
- 基点五〇 基点四九から六〇度の方向一九メートルの点
- 基点五一 基点五〇から一五〇度の方向一九三メートルの点
- 基点五二 基点五一から一〇五度の方向一四メートルの点
- 補助点二二の一 基点二二から一八度の方向一三メートルの点

公 告

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によって、地域森林計画を立てようとするので、同法第六条第一項の規定によって、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成十八年十月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 森林計画区の名称及び関係市町

森林計画区 の名称	関 係 市 町
瀬戸内 世羅町	呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、大崎上島町、

二 縦覧場所

広島県農林水産部農林整備局林業振興室並びに各広島県地域事務所農林局及び農林局支

局

三 縦覧期間

平成十八年十月十九日から平成十八年十一月二十日まで

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定によって、地域森林計画を変更しようとするので、同法第六条第一項の規定によって、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成十八年十月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 森林計画区の名称及び関係市町

森林計画 区の名 称	関 係 市 町	備 考
大 田 川	広島市、大竹市、廿日市市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	(樹立) 平成十五年広島県告示第十五百四十七号 (変更) 平成十六年広島県告示第十五百十八号 (変更) 平成十七年広島県告示第十五百四十八号
上 江 の 流 川	三次市、庄原市、安芸高田市	(樹立) 平成十六年広島県告示第十五百十七号 (変更) 平成十七年広島県告示第十五百四十八号
上 高 梁 川	神石高原町	(樹立) 平成十七年広島県告示第十五百四十七号

二 縦覧場所

広島県農林水産部農林整備局林業振興室並びに各広島県地域事務所農林局及び農林同支

同

三 縦覧期間

平成十八年十月十九日から平成十八年十一月二十日まで

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第86号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年10月19日

広島県公安委員会
委員長 高 須 司 登

検 定 番 号	検定の有効 期間	遊技機の 種類	型 式 名	申 請 者 名 (住所)	製 造 業 者 名 (住所)
6P0867	告示の日 (平成18年 10月19日) から3年間	ぱちんこ遊 技機	CRコジ ラ3S- T(バトル)	株式会社ニューギン 代表取締役 新井 悠司 (愛知県名古屋市中村区 烏森町三丁目56番地)	左 同

6P0853	同 上	同 上	CRコジ ラ3S- T	同 上	左 同
6P0890	同 上	同 上	CRAN- 耕作T	同 上	左 同

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第110号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年10月19日

広島県公安委員会
委員長 高 須 司 登

- 1 審査の種類
技能検定員審査（普通）
- 2 審査の期日
平成18年11月20日、21日
- 3 審査の場所
広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
広島県運転免許センター
- 4 審査対象者
法第99条の2第4項第2号の規定に係る者
- 5 審査の方法
規則第4条に規定する方法により実施
- 6 審査の申請手続等
(1) 申請に必要な書類
ア 技能検定員審査申請書（写真及び審査手数料貼付のもの） 1通

- イ 技能検定員等審査手数料計算表 1通
- ウ 自動車運転免許証の写し 1通
- エ 履歴書 1通
- オ 教習指導員資格者証等の写し 1通
- (2) 申請書等の提出先
広島県警察本部交通部運転教育課長
- (3) 申請書等の提出期限
平成18年11月13日

六九	町及び字の区域の廃止並びに町の区域の設定	二四	〃	〃	〃
七〇	救急病院等の認定	〃	〃	〃	〃
七一	特定計量器の定期検査の実施	〃	〃	〃	〃
七二	農業振興地域の指定	〃	〃	〃	〃
七三	農業振興地域の指定の解除	〃	〃	〃	〃
七四	〃	〃	〃	〃	〃
七五	家畜伝染病の発生	〃	〃	〃	〃
七六	道路の区域変更	〃	〃	〃	〃
七七	出納長の事務の一部委任の解除	〃	〃	〃	〃
七八	土地区画整理事業に伴う町の区域の廃止及び設定	〃	〃	〃	〃
七九	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要	三	〃	〃	〃
八〇	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等変更許可申請の概要	〃	〃	〃	〃
八一	国民健康保険組合の規約の変更の認可	〃	〃	〃	〃
八二	結核予防法の規定による医療機関の指定	〃	〃	〃	〃
八三	結核予防法の規定による指定医療機関の指定の辞退	〃	〃	〃	〃
八四	指定自立支援医療機関の所在地の変更	〃	〃	〃	〃
八五	特定計量器の定期検査の実施	〃	〃	〃	〃
八六	〃	〃	〃	〃	〃
八七	公共測量の終了	〃	〃	〃	〃
八八	急傾斜地崩壊危険区域の指定	〃	〃	〃	〃
	〇 公 告				
	特定非営利活動法人の定款変更認証申請	七	〃	〃	〃
	落札者等の公示	三	〃	〃	〃
	県有財産の一般競争入札	〃	〃	〃	〃
	特定非営利活動法人の認証申請	〃	〃	〃	〃
	県営土地改良事業変更計画の樹立	〃	〃	〃	〃
	採石業務管理者試験の実施	〃	〃	〃	〃
	開発行為に関する工事の完了	〃	〃	〃	〃
	土地改良事業施行認可申請の適否決定(土地改良区)	〃	〃	〃	〃
	大規模小売店舗立地法の規定による県の意見	〃	〃	〃	〃
	土地改良区の定款変更の認可	〃	〃	〃	〃
	特定非営利活動法人の定款変更認証申請	〃	〃	〃	〃
	市町村都市計画の決定に係る図書の写し	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃
	開発行為に関する工事の完了	〃	〃	〃	〃
	土地改良事業の工事の完了	〃	〃	〃	〃
	一般競争入札	〃	〃	〃	〃

特定非営利活動法人の認証申請	二四	〃	〃	〃	〃
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出の取下げ	〃	〃	〃	〃	〃
県営土地改良事業変更計画の樹立	〃	〃	〃	〃	〃
市町村都市計画の変更に係る図書の写し	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
開発行為に関する工事の完了	〃	〃	〃	〃	〃
土地改良事業の工事の完了	〃	〃	〃	〃	〃
開発行為に関する工事の完了	〃	〃	〃	〃	〃
平成十八年度前期二級技能検定の合格者	〃	〃	〃	〃	〃
大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要	〃	〃	〃	〃	〃
屋外広告物講習会の開催	〃	〃	〃	〃	〃
土地改良区の定款変更の認可	〃	〃	〃	〃	〃
〇 公営企業管理規程					
広島空港県営駐車場管理規程の一部を改正する規程	〇	〃	〃	〃	〃
〇 教育委員会教育長公告					
落札者等の公示	〇	〃	〃	〃	〃
〇 選挙管理委員会告示					
個人演説会等を開催することができる施設の指定	〇	〃	〃	〃	〃
〃	〇	〃	〃	〃	〃
〇 人事委員会告示					
平成十八年度第一回広島県警察官採用試験及び広島県職員(警察少年育成官)採用試験の結果に基づく広島県警察官採用候補者名簿及び広島県職員(警察少年育成官)採用候補者名簿の確定並びに合格者の第三次試験受験番号	七	〃	〃	〃	〃
〇 公安委員会規則					
交番その他の派出所及び警察官の駐在所の名称 位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則	六	〃	〃	〃	〃
〇 公安委員会告示					
遊技機の型式の検定の告示	三	〃	〃	〃	〃
〃	〇	〃	〃	〃	〃
〃	〇	〃	〃	〃	〃
指定講習機関の代表者の変更の公示	三	〃	〃	〃	〃
運転免許取得者教育の認定を受けた者の代表者の変更の公示	〃	〃	〃	〃	〃
遊技機の型式の検定の告示	〃	〃	〃	〃	〃
指定講習機関の指定の告示	〃	〃	〃	〃	〃
遊技機の型式の検定の告示	〃	〃	〃	〃	〃

六	〃	〇 公安委員会公告	三	〇
八	〃	旧警備業検定合格者審査の実施	二	
三	〃	警備員検定の実施	〃	119
三	〃	技能検定員審査(普通)の実施	三	
六	〃	教習指導員審査(普通)の実施	七	
六	〃	教習指導員審査(普自二)の実施	〃	
七	〃	教習指導員審査(大型・大特・牽引)の実施	〃	
		〇 警察本部公告	〃	
三	〃	一般競争入札	七	
七	〃	〃	〃	120
六	〃	落札者等の公示	〃	
六	〃	一般競争入札	〃	122
		〇 監査委員公表	〃	
		七月例月出納検査の結果	〃	
		平成十六年度包括外部監査結果に基づく措置状況	〃	127
		〇 収用委員会公告	〃	
		土地収用法施行令の規定による公示送達	〃	
	〃	〃	〃	
	〃	〃	〃	
		〇 正 誤	〃	
		平成十八年八月十日付け広島県報(定期)第六十号中監査委員公表の訂正	三	
		平成十八年五月三十一日付け広島県報(号外)第九十四号中広島県告示第五百八十九号の訂正	三	
			〃	四
			〃	七
			〃	五
			〃	八
			〃	一
			〃	七
			〃	一
			〃	六
			〃	四
			〃	七
			〃	二
			〃	一
			〃	〇